

## 一般社団法人 奈良県助産師会 会計規約

### 研修会関係

#### 1) 研修会会費

奈良県の会員	事前申し込み 3000 円、当日参加の場合 3500 円
奈良県の会員以外	5000 円 (他府県会員・非会員・他職種・一般など)
助産師学生会員	1000 円
一般の助産学生	1000 円

\* 当日欠席者には資料のみ渡し、返金はしない。

\* 必要時、理事会承認あれば、上記以外の料金の設定も可能

2) 必須研修の補修(DVD 研修)の場合も参加費は同じとする。

### 公益事業関係

#### 1) 公益事業の個人への謝金

- ・源泉込みで請け負った金額の85%
- ・請け負った金額が 25000 円以上の場合は上限額 21,250 円  
(講義内容でサブ・お手伝いが必要な場合、個人の受け取った中で支払う)
- ・近鉄等イベントでの事業も個人への謝金は同様源泉込み85%
- ・今後行う公益事業については一律

#### 2) 市町村母子訪問指導・教室講師料等報酬

各市町村の規定による

### 公務にかかる費用

#### 1) 理事等の交通費

##### ① 公務によるもの

会計指定の用紙に記入し、会計へ請求する。

ただし、各会の会議の場合は議事録の提出は必須であり、支払いに該当するか否かは会計(役員と合議の上)が判断する。

##### ② 理事・役員が規定の理事会、役員会に出席した場合

実費(往復)の交通費を支給する

## 2) 公益社団法人日本助産師会通常総会参加交通宿泊費

### ① 会長の参加に関しては、交通宿泊費を支払う

交通費:最寄駅から会場までの通常料金か実費の安い方を支払う

\* 代議員は日本助産師会より支給されるので奈良県は支給しない

宿泊費:1泊に限り、5,000円を補助する

### ② ポスターセッション(支援センター)担当(約6年に1回)に限り、 担当者1名の交通費と、2泊分の宿泊費(①に同様)を支給する

## 3) 自宅で印刷するときの印刷及びコピー代金(原則は事務局です)

白黒1枚 5円(インク代・紙代含む)

両面1枚 10円(インク代・紙代含む)

\* 白黒コピーを原則とする。やむを得ず、写真や絵が必要な時は理事会の了解を得る。

カラー1枚 15円 両面1枚 30円

\* 事務局にコピー機を備えています、基本はそのコピー機を使用してください。

\* 事務局・自宅以外で印刷をするときは**実費を請求する**

## 賃料

### 1) 事務局会場賃料

1回(半日) 1,000円 借時間帯は常識の範囲内

### 2) プロジェクター賃料

1回(1泊2日) 2,000円 その他約束事項あり(規約参照)

### 3) 新生児蘇生人形と蘇生道具一式賃料

1週間 1,000円(一式) ただし、延滞したときは1日500円の延滞金  
事務局にて2セット(人形と蘇生セット)とも管理

## 社団法人奈良県助産師会会費等

### 1) 奈良県助産師会会費について

年度途中の入退会 :納入された会費の返金はなし、年会費は全額徴収する

年度途中の他府県への転出 :納入された会費の返金はなし、年会費は全額徴収する

年度途中の他府県からの転入 :当該年度の本会会費は徴収しない。

他府県からの転入 :奈良県助産師会の入会金は徴収する。よって新入会時の特典は受けられる

2) その他別表参照

**その他**

1) 弔意金

別途、規定を定める

2) その他会計処理について

当会会員への支払いのうち委託訪問以外の支払いは給与とし、委託訪問料は報酬とする

- \* 給与の場合交通費は源泉対象外となる
- \* 委託訪問料は報酬とすれば源泉対象外となる

会員外への支払いは報酬とする。

- \* 交通費もあわせて源泉後支払う

3) たよりへの広告料

サイズは A4の 3 分の1 料金は 1 万円

別項:入会金・会費等について

会員種別	公益社団法人日本助産師会入会金	公益社団法人日本助産師会年会費	一般社団法人奈良県助産師会入会金	一般社団法人奈良県助産師会年会費	備考
正会員	10.000	15.000	1.000	8.100	新入会員は入会年度の奈良県の研修会費が無料
特別会員		5.000		3.000	
学生会員		8.000		1.000	卒業後継続入会の場合入会金不要 奈良県の研修会費が500円(他は1000円)
賛助企業会員				1口 10.000	
賛助個人会員				1口 10.000	

- \* 会員種別は定款・細則参照
- \* 正会員・特別会員・学生会員は引き落とし等 手数料 100 円が別途必要
- \* 他府県からの転入会の場合、奈良県助産師会の入会金は徴収しない
- \* 特別会員(本部規約)満 80 歳以上健康上の理由で現在職についていない人  
本人の希望があり、所属支部で特別会員として認めた人

この規定は令和 3 年 7 月理事会にて一部変更可決承認された。